

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉(043)243局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 伊藤 広成
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)5695局1511番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 鈴木 和弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当行「第91回定時株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行第一回第一種優先株式 1株につき金100円 総額125,000,000円

当行第二回第二種優先株式 1株につき金104円 総額520,000,000円

当行第三回第三種優先株式 1株につき金45円15銭 総額774,322,500円

当行第四回第四種優先株式 1株につき金48円22銭 総額308,608,000円

ロ. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

イ. 減少する資本準備金の額

資本準備金32,792,980,922円のうち30,000,000,000円

ロ. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第3号議案 第三回第三種優先株式の自己株取得の件

イ. 取得する株式の種類

第三回第三種優先株式

ロ. 取得する株式の総数

17,150,000株

ハ. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の1株当たりの下限

1株当たり3,500円の金銭を下限とする

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、青柳俊一、梅村星児、星野智史および田中宏を選任する。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役として、安田達央、田仲直樹および鈴木伸弥を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、米倉偉之を選任する。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	361,149	26,086	91	(注)1	可決 87
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	386,397	838	91	(注)1	可決 93
第3号議案 第三回第三種優先株式の自己株取得の件	386,406	829	91	(注)2	可決 93
第4号議案 取締役4名選任の件					
青柳俊一	360,928	26,307	91	(注)3	可決 87
梅村星児	376,314	10,921	91		可決 91
星野智史	382,235	5,000	91		可決 92
田中宏	382,287	4,948	91		可決 92
第5号議案 監査役3名選任の件					
安田達央	380,396	6,839	91	(注)3	可決 92
田仲直樹	380,398	6,837	91		可決 92
鈴木伸弥	319,963	67,272	91		可決 77
第6号議案 補欠監査役1名選任の件					
米倉偉之	386,571	664	91	(注)3	可決 93
第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	331,272	55,957	91	(注)1	可決 80

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上